

石田沢防災センター内テレワーク用スペース利用規約

(趣旨)

第1条 本規約は、松島町（以下「本町」という。）が石田沢防災センター（以下「防災センター」という。）内テレワーク用スペース（以下「本スペース」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用場所及び利用時間)

第2条 本サービスを利用することができる場所及び時間は、次のとおりとする。
ただし、町長が必要と認めた場合は、利用者に事前に通知することなく、利用場所及び利用時間を変更することができる。

利用場所	防災センター内指定スペース
利用時間	防災センターの利用時間内

(利用者)

第3条 本スペースはテレワーク（仕事）を目的とする者を利用対象者とする。

(利用願いの手続き方法)

第4条 初回利用時に、指定申込用紙（様式第1号）に必要事項を記載の上、防災センター管理員（以下「管理員」という。）へ申し、「本規約」及び「石田沢防災センター公衆無線LANサービス利用規約」に同意した者を利用者と認め、会員証（様式第2号）を発行する。次回以降の利用時は、会員証を管理員へ掲示することで利用できるものとする。

2 申込内容に変更が生じたときは、すみやかに管理員へ報告するとともに、新たに申込、再度会員証を発行し、変更前の会員証と引き換えに新たな会員証を受け取るものとする。

(利用料金)

第5条 本スペースの利用料金については、令和3年9月1日から令和4年3月31日までの間は無料とする。ただし、町長が必要と認めるときは、利用料金が発生するものとする。

(利用の制限)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

- (4) 本スペースの利用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
- (5) 利用者が本規約又は町長の指示した事項に違反したとき。
- (6) 利用者が許可の申込書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (7) 天災地変その他の避けることのできない理由により必要があると認めるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、防災センター及び本スペースの管理上特に必要があると認めるとき。

(禁止事項)

第7条 利用者は、本スペースを利用するに際して、次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 防災センター及び本スペースの施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 利用を許可されていない施設の利用及び立入ること。
- (3) 他の利用者に危害を及ぼし、又は、迷惑となる物品もしくは動物の類を携帯する者の入場すること。
- (4) 他の利用者の迷惑となる行為。
- (5) 防災センター及び本スペースの管理上支障がある行為。
- (6) 所定の場所以外での喫煙及び飲食をすること。
- (7) 防災センター内への火気及び危険物の持ち込むこと。
- (8) 無断の撮影、録音及び録画行為。
- (9) 貼り紙、釘打ち等をする行為。
- (10) 落書き・いたずら等をする行為。
- (11) 麻薬等の薬物を使用または持ち込む行為。
- (12) 音を流す行為。ただし周囲に音が漏れないヘッドホンで音を聴く行為、本スペースに在席している他の利用者の了承を得たうえで音を聴く行為は除く。
- (13) 騒音、大音響または臭気を発する行為。
- (14) 防災センター及び本スペースに保管している備品類を無断で持ち出す行為。

(遵守事項)

第8条 利用者は、本スペースを利用するに際して、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 利用に当たり、管理員の指示に従うこと。
- (2) 利用時間を厳守すること。利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を

含むものであること。特定の目的に対する適応性、知的財産権その他の権利の侵害等に対しても保証しないものとする。

- (3) 特別な設備を設置し若しくは現状を変更しようとするときは、予め町長の許可を受けること。なお、利用が終わったときは、速やかに現状に復し、管理員の確認を受けること。
- (4) 各種団体に利用するときは、責任者を設けること。
- (5) 本スペース内での飲食は認めるが、飲食後のゴミ類については、各利用者が持ち帰り処分すること。

附 則

本規約は、令和3年9月1日から施行する。